

平成31年度 保育園入園のご案内

1 平成31年4月入園申込期間について

◎申込受付期間 平成30年12月3日(月)から12月13日(木)まで

2 申込みについて

上記締切日までに以下の書類を、住民課窓口まで持参してください。

- ①子ども・子育て支援制度支給認定申請書
- ②保育所入所申込書
- ③就労・内職証明書

※書類は村役場住民課にあります。



3 申込み対象児について

平成25年4月2日～平成30年4月1日生まれの者

4 4月入園までのスケジュール

平成30年	12月3日(月)	4月入園申込受付開始
	12月13日(木)	申込受付終了
平成31年	1月21日(月)	内定通知等(入園可・不可)の発送予定
	1月28日(月)～2月4日(月)	健康診断
	2月12日(火)～2月18日(月)	面接

5 選考について

- ①就労状況等に基づいて選考させていただいた上で、入園者を決定します。
- ②随時入所は、5月以降12月までを原則とし、入園希望の前月10日までに申し込みください。

6 保育の必要性について(保育園へ入園できる条件)

認可保育園は保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、家庭で子供を保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。

保育を必要とする場合とは、保護者全員が次の事由により家庭で児童の保育ができない場合をいいます。

保育を必要とする事由とは

- ◎ 保護者の就労・就学 ◎ 母親の妊娠、出産 ◎ 保護者の疾病・負傷・障害
- ◎ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ◎ 災害復旧への従事
- ◎ 求職活動(起業準備を含む) ◎ 虐待やDVのおそれがあること
- ◎ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ◎ その他、上記に類する状態として村が認める場合

上記に掲げるものが常態となっているとき、「保育が必要である」とみなされます。

7 保育の必要性の認定について

認可保育園を利用するには、お子さま一人ひとりに対して、村による保育の必要性の認定が必要になります。認定の区分は3種類あり、保育を利用するには、2号認定又は3号認定が必要になります。

認定区分	認定条件
1号認定	満3歳以上で保育の必要性なし ※幼稚園・子ども園が対象であり利島村では該当施設がないため認定していません。
2号認定	満3歳以上で保育の必要性あり
3号認定	0歳～2歳で保育の必要性あり

8 保育必要量の認定について

2号認定および3号認定は、前述の「保育を必要とする事由」から決定される「保育の必要量」により、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2区分のいずれかに認定されます。例えば、保護者のいずれも就労している場合は、以下のとおりとなります。

認定区分	保育時間数（保育の必要量）	認定の基準（就労時間）
保育標準時間認定	1日あたり11時間まで	保護者のいずれもが月120時間以上の就労
保育短時間認定	1日あたり8時間まで	保護者のいずれも又はいずれかが月48時間以上120時間未満の就労

※保育の必要量の認定は、基本的に保護者の就労時間により認定します。**通勤時間や買い物の時間は含まれません。**

※就労により保育標準時間認定となるお子さんは、保育短時間認定を希望することができます。

ただし、**保育短時間認定となるお子さんは保育標準時間の認定を希望することはできません。**

※入園が内定した後（入園後も含む）、保護者の勤務状況等が変更になった場合は、就労等に関する証明書等、保育の必要性を証明する書類を提出していただく必要があります。

9 その他

①一度退園しているお子様は、再度入園申込みをお願いします。

②園児の募集に関しては、保育園の運営状況によっては、募集を見送る場合がありますので、ご容赦ください。

